

会

議

午前10時 0分開議

議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

ご報告いたします。

昨日までに受理いたしました要望書の写し1件をお手元に配付してありますので、ごらん願います。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 日程により、行財政改革特別委員会に付託し、閉会中の継続審査となっております下田市における行財政改革に関する総合的な調査研究事項についてを議題といたします。

これより、行財政改革特別委員長、増田 清君より委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

8番。

〔行財政改革特別委員長 増田 清君登壇〕

行財政改革特別委員長（増田 清君） それでは、行財政改革特別委員会の審査の報告をいたします。

本委員会における調査事項について、調査の経過と結果を別紙のとおり報告いたします。

1ページからご報告しますのでお願いします。

行財政改革特別委員会調査経過

1 調査事項

下田市における行財政改革に関する総合的な調査研究に係る事項

2 調査研究の経過

昨年12月16日に特別委員長が設置されまして、今年の12月12日まで16回の委員会と2市の行政視察を実施してまいりました。日程の詳細については、説明は省略させていただきます。

中を見ていただきたいと思います。

それでは、3ページからご報告します。

下田市議会行財政改革特別委員会報告書

1 基本方針

(1) 行財政改革の必要性

地方自治体は、地方分権一括法が平成 12年4月1日から施行され、新しい地方の時代を迎えようとしている。

三位一体改革に見られるように、税源移譲される前に地方交付税や補助金が削減され、地方自治体の財政は危機的状態である。

少子高齢化や観光不況、ポータレス化、男女共同参画の進展、環境に対する関心の高まり等により、行政課題が増大している。

下田市においても、保育所、教育施設等のさらなる見直し、ライフラインの確保、焼却炉の改修、子育て支援、国保、介護保険、医療の充実など早急を実施しなければならない課題が山積している。前年比地方交付税が1億3,000万円の減、市民税が7,000万円の減など、当局の財政見通しによると、平成 18年度歳入は6億5,000万円減額となる一方で、滞納額は15億円を超え、起債残高も240億円余になっている。実行性のある新たな行財政改革が求められている。このような中で、どうやって市民福祉を向上させ、活気ある下田市を構築するかが求められている。

そこで、市民参加と効率的行財政運営をキーワードにして、独自の政策方針のもと、住みよい下田市をつくるため、積極的な行財政改革を進める必要がある。

(2) 行財政改革の経過

昭和6年、第一次行財政改革大綱を策定し、平成7年、地方分権の推進、自主自立の基盤強化簡素効率的な行政システムの確立と抜本的改革を進めるための指針が国より通知され、平成8年、行政診断を民間会社により実施し報告を受け、同年第二次行財政改革大綱が策定されました。平成12年、下田市議会行財政改革調査特別委員会の審査報告があり、議会として、また、平成12年に議会関係について、改革調査特別委員会より報告が提出され、平成14年、第三次行財政改革大綱が策定されました。と同時に、この大綱が平成14年までの実施の要項でございます。

第一次行財政改革から第三次行財政改革までの20年が経過し、それぞれその時期の行政運営を課題として取り組んできた。また市議会としても報告書をもって提言してきました。

(3) 議会行財政改革特別委員会の設置の趣旨

議会が行財政改革に取り組むことは、市民の代表として執行機関を監視することはもとよ

り、ともに政策や行政のあり方について積極的な提言をしていくことが重要な職務であり、権利・義務でもある。

下田市の財政は、国の施策にもよるが、いわゆる箱物行政と呼ばれる建設投資等の後年度負担や景気低迷による税収の伸び悩み、滞納の増加等で財政状況は大変に厳しい状況にある。

さらに、国の財政再建の方向は、大幅な地方交付税の減額をして地方の負担のみ増加する傾向をたどっております。

一方で少子高齢化に対応したサービス体制の構築、地方分権時代にふさわしい行政組織が求められております。

こうしたことを踏まえ、行財政改革の総合的な調査研究を行うことを目的として、また、議会も地方公共団体の主要な機関であり、議会自身、常に改革を行っていくべき検討を重ねる必要性があると課題とされるものとして設置されました。

(4) 行財政改革の目標及び視点

1) 行財政改革の目標

財政の健全化を図る上で、地方交付税の大幅な減額、税収の低迷と滞納の増加による歳入の減収にあわせた歳出の見直しと、滞納金の徴収、市民負担のあり方の検討が求められる。

最少の費用で最も効率的で有用な行政組織の構築と地方分権時代にふさわしい市民参加型の行政サービス体制をつくることが求められる。

2) 行財政改革の視点

行財政改革の最大のポイントを市長、議員、職員の意識改革ととらえ、市民福祉の向上と個性的で活力ある地域社会の構築とそれを担う人材の育成が必要であり、そこで下記の視点が課題として検討が求められる。

市民本位の行政への意識改革。

行政の役割分担の明確化。

市民参加型共同社会の構築。

安定から競合社会への対応。

行政主導から政治主導へ。

(5) 行財政改革の推進

具体的な実施は、下田市議会（行財政特別委員会）の意見を尊重し、市民と議会に定期的な改善状況を報告し、理解と協力のもと計画的に実施するものとする。

2 行政改革検討項目

(1) 事業の見直し

地方分権の目的に沿った行政の役割を踏まえ、住民要求とまちづくり総合計画に基づき、優先度を考慮し、効率性とその成果を重視する政策、施策及び全事務事業の徹底した見直しが常に求められるところである。行政評価システムの確立を図り、客観的な分析と評価が不可欠であるが、市民要望度が低い施策には、縮小、統合、委託等を含めた見直しが常に必要である。

1) 事務事業整理合理化等

行政の責任領域を改めて見直し、行政関与の必要性、受益と公平確保、行政効率・効果等を十分吟味して一層の事務事業の整理合理化を図る。

改革の方向

- イ 行政評価システムの有効活用に努める。
- ロ 職員提案制度の充実を図る。
- ハ 類似協議会の総合、負担金の合理化を図る。

2) 規制緩和の推進

地方分権に伴い、権限移譲等により事務の拡大がされたこともあり、許認可等の事務処理にあたっては、市民サービスの向上を念頭に、行政事務の簡素化、規制緩和等のその見直しに努める。

改革の方向

- イ 各種申請手続のあり方を見直し、簡素化を図る。
- ロ 許認可等の事務手続については、簡素化や処理日数の短縮を図る。

3) 補助金等の整理合理化について

補助金、負担金については、一度交付すると固定化や既得権化しがちであるが、補助金等の本来の意義、役割、必要性等、交付目的を明確にし、交付基準の適正化を図る。

改革の方向

- イ 補助金については、終期を設定するなどの措置を講じ、補助金等の総額の抑制に努める。
- ロ 団体補助から事業費補助への移行を図る。また運営費補助を見直し、類似補助金の総合を図る。

4) 指定管理者制度を含む民間委託の促進

改革の方向

イ 制度の充実と促進。

ロ 民間委託の促進。

(2) 地方分権に対応した組織、構築の見直し

市民参加のまちづくりのためには、多様な市民ニーズに迅速に対応するため、常に組織、機構の見直しが求められる。

改革の方向

イ 健康福祉課の分課・グループ制の検討を図る。

ロ 部制の検討を図る。

(3) 定員及び給与の適正合理化

定員管理に当たっては、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を基本に、新たな行政需要に対し職員の配置転換等により対応することを原則とし、定員の抑制に努めるとともに、あわせて給与水準の適正化に努める。

1) 定員管理の適正化

組織・機構改革等により、事務効率を高め、定員管理の適正化に努める。

改革の方向

イ 各課の年間及び月ごとの時間外勤務、臨時雇用職員の状況を調査し、定員適正化計画と整合させながら適正な職員配置を推進する。

ロ 定員適正化計画の見直しを図る、事務事業の見直し、適正な民間委託の推進、組織のスクラップ・アンド・ビルド等により定員適正化を図る。

ハ 定員管理の状況及び定員適正化計画の数値目標進捗状況について広報等で公表していく。

ニ 類似団体との比較分析を常に行っていく。

2) 給与の適正化

ラスパレス指数は、やや低い水準にあるとはいえ総人件費の占める割合は高く、その抑制が求められる。また、経常収支比率（一般会計ベース）も 15年度 87.6%、16年度 90%と異常な状態が続いており、徹底した改革が求められる。

改革の方向

イ 国の制度に準拠した給与制度を推進しつつも、より市民の理解を得られる制度を目指す。

ロ 各種手当の見直しを検討する。

八 55歳以上の昇給停止。

(4) 人材の育成・確保の推進

行政の質的転換を図るためには、職員個々の政策形成能力や創造的能力、法務的能力等のレベルアップに努める。

1) 人材育成

地方分権推進に伴い必要とされる各種事務能力の向上を図るとともに、人材育成基本方針を踏まえて、総合的な人材育成に努める。

改革の方向

イ 政策形成能力の育成、強化を習得できる研修の充実を図る。

ロ 職員の自己啓発を促し、自主研修制度の充実を図る。

八 人材育成基本方針の促進。

2) 多様な人材の確保

多種多様な行政運営が求められてきており、職員については幅広い分野から人材を確保するとともに、福祉や土木部門等の専門職の確保に努める。

改革の方向

イ 経験豊かな専門職の採用に努める。

ロ 多様な競争試験制度の取り組みに努め、公平公正を担保する。

(5) 経費の節減等財政の健全化

1) 財政状況の明示

財政危機宣言を行い、財政状況を広く市民に明らかにし、財政の健全化に努める。

2) 幼稚園の統廃合及び各種事業の合理化を図る。

3) 入札制度の改善を図る。

改革の方向

イ 市税等の収納向上対策の強化を図る。

ロ 遊休資産等の活用及び処分の推進を図る。

八 経常経費の削減及び抑制を図る。

3 下田市議会の改革について

議会の改革については、真に市民の負託にこたえていくために、先人の知恵と努力で常に時々の課題と直面しつつ、「議員定数と議員報酬について」「議会と執行機関との関係」「市民要求と議会活動」「議会活動の改善」等を初めとする改革を行ってきたところであり

ますが、今日、また少子化による人口減、合併問題、市内経済状況、逼迫した市財政の状況等、日々新たな課題が示され、それらを背景にした改革が強く望まれている。

(1) 議員定数について

平成 10年 12月に行政改革特別委員会の報告を受け、議員発議により「下田市議会議員の定数条例」が改正され定数 20名となり、その後、平成 11年 12月 16日に下田市議会改革の総合的な調査研究のための「下田市議会改革調査特別委員会」が再び設置され、検討された結果、平成 14年 3月議会にて、議員発議により「下田市議会議員の定数条例」が改正され、定数 18名となり現在に至っています。

国の三位一体改革による地方への地方分権が進められており、行政の守備範囲が年々広がってきている状況から、議会の政策形成機能の充実が一層叫ばれている。

こうした状況の中、本特別委員会において、現状維持の定数とすべきか、削減すべきか、次のような議論が展開をされました。

1) 議会制民主主義を基本に考えれば、平成 15年地方自治法の一部が改正され、第 9条第 2項で規定された 26名という上限内において可能な限り多くの定数が望ましいが、過去の行政改革調査特別委員会の報告、市の財政問題等を勘案し定数を論ずべきである。

2) 行政の監視、民意の反映、政策の提言など、議員としての職務を全うするためにも、議員の専門職化、住民要求の多様化等を考えた場合、現状維持すべきである。

3) 行政改革を進めるに当たり、議会自らが範を示すべき必要があり、市町村合併を考慮すれば 2名程度の削減はすべきである。また、さらなる経費削減を図る上では 4名程度の削減も視野に置くべきとの意見もありました。

意見の集約に向けて慎重に審議を行ってきましたが、現状維持と 2名から 4名程度の定数削減という相反する意見があり、集約には至りませんでした。

今後、次期改選に向け議会内で合意を図り、なるべく早く条例を制定する必要がある。

(2) 議員報酬について

基本的には、特別職報酬等審議会にゆだねられるべき事項ではありますが、現在の議会を取り巻く状況を考慮した場合、職責である行政の監視、住民意思の反映、政策の提言等を考えれば、議員の専門職化が必要不可欠になった時代ともいえる。

市の財政状況、また県下市町村合併により市になった自治体を含め比較すると、まだ低い水準に位置するが、近い将来の本市と近隣の町との合併を考えることも大切であり、議員報酬についてある程度の見直しが必要な時期に至っているものと思われます。

(3) 議会活動の改善について

議会広報の充実を図る。

一般質問の自由化の検討。

公の政党への所属が明らかな議員等会派になじまない環境 もあり、現況の会派代表制の見直しが求められる。

会派の行政視察旅費の廃止。

議会運営委員会の充実を図る。

予算並びに決算審査について。

特別委員会、または全員参加による集中的な審査の研究。

議長車廃止の検討。

委員会行政視察費の見直しを図る。

文書等連絡手段の改善を図る。

これら、今後の改善についての検討課題でございます。

結びに

近年、国の立法で機動的かつ一律に対応することが困難なケースがふえてきており、地方分権の推進と地方自治の強化の必要性が強く認識されるようになっている。下田市においても、住民意識の向上・変化などと相まって、住民から行政に対して広範で多様な要望が出されるようになり、積極的に下田市は、それらに対処していくことが強く求められるに至っている。

このような状況において、行政の継続性を考慮しつつ、この厳しい財政下、政策実現の効率化を図るために、行政改革・財政健全化への取り組みが不可欠になってきている。

我々議会及びそれを構成する議員にとっても、さらに地方分権が推進され、自治体の中心的機関でもある議会の影響力が大きくなることも予想され、また 議会に対する期待や責任もより大きくなるものと考えられます。

行政監視、民意反映、政策提言という議会機能や議員の職責を全うしつつ、市民ニーズの反映、地域の発展のために、よりよい議会運営に向けて改革が常に求められるとともに、自己研さん、自己研修をさらに重ねる必要がある。

以上でございます。

別冊では、皆さんの各委員の提案等整理しまして記載をしてあります。

以上、報告を終わります。

議長（森 温繁君） ただいまの行財政改革特別委員長の報告に対する質疑を許します。

12番。

12番（大川敏雄君） 委員長、本当に1年間、1回も熱心に委員会をしていただきまして、まことにご苦労さまでございました。

そこで質問したいんですが、今市民は下田市の、この報告書にもうたわれておりますけれども、大変財政事情が逼迫していると、こういう状況の中で、一体下田の議会をどう改革していくかという点について、市民は大きな関心を持っているところだと思います。

そういう中であって、具体的には議員定数、あるいは議員の報酬という点について、非常に関心を持っているところだと私は認識しているわけであります。

そこで、今回の報告でございますが、要は現状維持や、あるいは2ないし4名を減らすべきだということで、意見集約が委員会としてはできなかつた。しかし最後に、なるべく早く条例制定だけはすべきだと、こういう意思表示があつたわけですが、この委員会において、委員の構成はご承知のとおり、各会派のバランスを見て、私のところの明政会も1人出させていただいているわけですが、明政会としては議員定数は次回の、いわゆる統一地方選挙は4名減らして14名にすべきだと、こういう意見を実は率直なところ出させていただいて、おそらく代表者の大黒議員からもそういう提言が出たと思うんですが、私が聞きたいのは、なるべく早く条例制定するということは、従前の議員定数減の条例というのは大体1年前、私個人では来年の3月議会には一定の合意をもって制定すべきだろうと、こう思っているんですが、この辺の特別委員会の、なるべく早く条例を制定する必要があるという、そういう報告書は、そういう理解をしていいのかなのかというのが1点。

それから、議員報酬でございますが、これは今回の一連の下田市の市長のいろいろな職員の給与を10%減らすんだとか、あるいは市当局の三役の年収も、賞与などを削減して、この厳しい平成18年度の予算に対応するために削減するんだと。ちなみに最近の新聞を見ますと、県内の富士宮が多分6%減らすんだと、こういうのを決定しているし、今日の伊豆新聞では、隣の河津町は10%減らすと、こういうことが出ているわけでありまして、これまた最後の報告書の中で、ある程度の見直しが必要な時期に至っていると、大変わかるようなわからないような形ではありますが、そういう状況の中で、いわゆる特別委員会としては、どういう一つの審議を、ちょっとこの報告書では一口で言って抽象的過ぎてわからないので、さらに突っ込んだ報告ができれば、ひとつお願いしたいと思います。

〔行財政改革特別委員長 増田 清君登壇〕

行財政改革特別委員長（増田 清君） 定数の削減についての、今後、次期改正に向けて、なるべく早く条例改正をすべきだとしたその理由につきましては、委員会の中の意見が現状でいいと、下田の過去の条例のまま、現状でいいじゃないかと、それから大川議員が言う4名減2名程度という話が出ました。それについて、多数決でということよりも、これも皆さん一致した意見の合意が必要だということで、まとまらなかったわけですけども、これらについては、今後議会内で真剣に議論し、それから3月、あるいは議員の中には6月あるいは9月でも遅くはないのではないかという意見がありましたので、もう少し議会内で今後検討されていくべきだと、私自身は思います。

定数削減につきましても、多い意見としましては2名程度が多かったわけでございます。そういう中で、今後これも早急に検討していくべき課題だと思います。

それから、報酬に関しましては下田市も十何年報酬をそのまま据え置きという状況の中で、今の厳しい財政の中、10%削減すべきじゃないかという意見もなされております。

と同時に、町が合併して市になったというところが3カ所ありまして、その方がかなり地区がおさえられて、それから、先ほど言いました近隣の町との関連、これも合併を踏まえてどうなるかということも考え、それらを総合的に今後検討していくべきじゃないかという意見が多かったように、私として認識をしております。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

1番。

11番（梅田福男君） 委員長さん、大変お疲れのところを失礼ですけども、私、議会活動の改善の中で、公の政党への所属が明らかなる議員等会派になじまない環境もありという項目がございます。

これは、私のところは2人ですけども、大勢のところもいますけれども、なじまないということ自体がおかしなことで、これはこの委員会の中で出た言葉なのか、それとも全体的な議会のことをとって言っているのか、その点をまず第1点。私としては会派でもって話し合いができていないんじゃないかと、こう思うんですけども、その点をお伺いします。

もう一点は、委員会の行政視察の視察の見直しを図るところがございます。私は、これは前から言っていたんですけども、市民に対してはいろいろと非常に役所の財政が厳しいということで我慢を強いていただいているわけでございますけども、私はこの委員会も、今我々行かせていただいておりますけども、これも行かなくてもいいんじゃないかと、市民

に我慢してもらっているんですから、我々議会でも我慢しようということで、私は前もって議長にも申し上げたし、自分の代表にも申しておりますけれども、これは見直しを図る、大変結構なんですけれども、どの程度の見直しを今図ろうとしているのか、例えば2分の1にするのか、あるいは全部やめるのか、それが疑問ですけれども、その点どんな審議をされたかお話を伺います。

〔行財政改革特別委員長 増田 清君登壇〕

行財政改革特別委員長（増田 清君） それでは、議会活動の改善についての項目の中で、公の政党への所属が明らかな議員等会派になじまない環境というのは、議員も公明党でございます。我々も自民党でございます。共産党も2人おられる。そういう会派になじまない方がおられ、それらの会派を今後どうするか、言うなれば3年前に1人会派というのがございましたけれども、それらの検討というんですか、もう一回会派の検討をすべきだという話がこの意見の中に出まして、今後この見直しが求められるのではないかというような意見もあり、これ等記載されたわけですけども、意味としては、ちゃんとした公の国の政党に入っていない方が、今後どのような会派の、言いならば会派を形成していくかという、個人的な考えはあるでしょうけれども、そういうことで一応この見直しを求めるということで記載したわけです。

それから、委員会行政視察の件ですけども、来年度5万円という話が正式に議会事務局より議会に提示されております。それを含めまして、今後どのようにこの視察の旅費を考えていくかということを一応検討すべきじゃないかということで、ここに見直しを図るということで記載をしました。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって、行財政改革特別委員長に対する質疑を終わります。

これより、本件について討論、採決を行います。

まず、特別委員長の報告に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

ただいまの特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、下田市における行財政改革に関する総合的な調査研究事項については、特別委員長の報告どおり決することに決定いたしました。

特別委員会委員の皆様には、長い間ご苦労さまでした。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第 88号 ハリスの足湯指定管理者の指定について、議第 89号 下田市民文化会館指定管理者の指定について、議第 90号 下田市高齢者生きがいプラザ指定管理者の指定について、議第 91号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定について、議第 92号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定について、議第 93号 下田市都市公園指定管理者の指定について、議第 94号 市道の認定について、議第 95号 下田市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議第 96号 下田市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について、議第 97号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議第 98号 下田駅前広場等の占用及び占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議第 99号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 100号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議第 101号 下田市普通河川条例の一部を改正する条例の制定について、議第 102号 下田市海岸保全区域管理条例の一部を改正する条例の制定について、議第 103号 平成 17年度下田市一般会計補正予算（第 8号）、議第 104号 平成 17年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第 2号）、議第 105号 平成 17年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第 1号）、議第 106号 平成 17年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3号）、議第 107号 平成 17年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 4号）、議第 108号 平成 17年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 3号）、議第 109号 平成 17年度下田市水道事業会計補正予算（第 3号）、以上 22件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について 報告を求めます。

まず、厚生文教常任委員長、伊藤英雄君の報告を求めます。

3番。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） 厚生文教常任委員会審査報告書

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1．議案の名称。

- 1) 議第 89号 下田市民文化会館指定管理者の指定について
- 2) 議第 90号 下田市高齢者生きがいプラザ指定管理者の指定について
- 3) 議第 95号 下田市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 4) 議第 103号 平成 17年度下田市一般会計補正予算（第 8 号）（本委員会付託事項）
- 5) 議第 107号 平成 17年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

2．審査の経過。

12月 13日、14日の 2 日間、第 2 委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より高橋教育長、糸賀健康福祉課長、鈴木環境対策課長、森学校教育課長、土屋生涯学習課長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は、会議録記載のとおりである。

3．決定及びその理由。

- 1) 議第 89号 下田市民文化会館指定管理者の指定について

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第 90号 下田市高齢者生きがいプラザ指定管理者の指定について

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第 95号 下田市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 4) 議第 103号 平成 17年度下田市一般会計補正予算（第 8 号）（本委員会付託事項）

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 5) 議第 107号 平成 17年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

議長（森 温繁君） ただいまの厚生文教常任委員長の報告に対して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって、厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、建設経済常任委員長、鈴木 敬君の報告を求めます。

5 番。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 建設経済常任委員会審査報告書

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告
します。

1．議案の名称。

1) 議第 88号 ハリスの足湯指定管理者の指定について

2) 議第 91号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定について

3) 議第 92号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定について

4) 議第 93号 下田市都市公園指定管理者の指定について

5) 議第 94号 市道の認定について

6) 議第 96号 下田市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

7) 議第 97号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

8) 議第 98号 下田駅前広場等の占用及び占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

9) 議第 99号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定につ
いて

10) 議第 100号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

11) 議第 101号 下田市普通河川条例の一部を改正する条例の制定について

12) 議第 102号 下田市海岸保全区域管理条例の一部を改正する条例の制定について

13) 議第 103号 平成 17年度下田市一般会計補正予算（第 8 号）（本委員会付託事項）

14) 議第 104号 平成 17年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

15) 議第 108号 平成 17年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

16) 議第 109号 平成 17年度下田市水道事業会計補正予算（第 3 号）

2. 審査の経過。

12月13日、14日の2日間、第3委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より金崎農林水産課長、藤井観光商工課長、宮本建設課長、長友下水道課長、磯崎水道課長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地調査を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第88号 ハリスの足湯指定管理者の指定について

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第91号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定について

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第92号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定について

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第93号 下田市都市公園指定管理者の指定について

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第94号 市道の認定について

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第96号 下田市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第97号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第98号 下田駅前広場等の占用及び占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第 99号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第 100号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第 101号 下田市普通河川条例の一部を改正する条例の制定について

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第 102号 下田市海岸保全区域管理条例の一部を改正する条例の制定について

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

13) 議第 103号 平成 17年度下田市一般会計補正予算(第 8 号)(本委員会付託事項)

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

14) 議第 104号 平成 17年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第 2 号)

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

15) 議第 108号 平成 17年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

16) 議第 109号 平成 17年度下田市水道事業会計補正予算(第 3 号)

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長(森 温繁君) ただいまの建設経済常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 大変たくさんの議案が付託されたわけですが、議長ちょっとこれは後の総務常任委員長の報告等も関連するんですが、慣例としまして、最後の、今聞いておりますと上水道については分割付託だから、そのような報告をしないと、ちょっとリスクを生じるのではないのでしょうか。

議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前11時 1分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいま10番議員の方から指摘がありました議第109号 平成17年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）についてを委員長より発言を求めます。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 議第109号の記載について一部追加して訂正して再度報告いたします。

16) 議第109号 平成17年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）（本委員会付託事項）

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 議第94号 市道の認定についてお尋ねをしたいと思います。

この市道の認定は、どの地番、だれのものに接していなくて市道認定の必要が生じたのか、何のための、だれのための市道認定か、どう審議されたかお尋ねをしたいと思いますのでございます。

そして、この道路につきましては、市道の臨港線第2号線につきまして廃止をして再度認定をするという経過になっていようかと思っておりますので、なぜこのような間違いがあって廃止してしまったというような間違いが起きたのかどうなのか、そこら辺の審議がどのように審議をされて、妥当なものかと判断されたのかお尋ねをいたします。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 市道の認定について、まず、なぜ廃止されたのかという、当時のことについての質問が委員の方からも出ました。それに関しては、市道の臨港2号線つけかえのときに、都市計画が決定された武ガ浜再開発地区計画の道路計画に基づく処理のために市道2号線を廃止しました。ただ、そのときには地下に下水道管が埋設されているというふうなことが失念されて、それで誤ってその部分を廃止してしまったと いうことです。

今回、新たに市道の認定を要請した理由としては、その廃止された市道2号線のところに市の下水道管が埋設されているということと、市道を廃止することによって一部、いわゆる———といいますが、道路のない地所が生じてしまった、道路に接しない地所が生じてしまったというふうなことから、再度その地所のいろいろな売買等との問題で再度認定する必要があるというふうな理由から、市道の認定の要請が出てきたものというふうに、当局の方から説明を受けました。

議長（森 温繁君） 1番。

1番（沢登英信君） 下水道の施設が埋設されているという点につきましては、この土地そのものが市の土地であれば別に道路に認定しなくても、そこに埋設されていても何ら差しさわりのないということになると思うわけです。

そうしますと、当然———等が出てしまったと、この事情がどういうわけで———が出て、だれの土地なのかと。位置図はこの議会に提示されておりますが、それらの図面が一切審議を、おそらくされたんだと思いますけれども、議員には提示がされていないと、こういう状態になっておりますので、大変疑問を感じざるを得ないわけでございます。どのような審議がされたのか、再度その点を明らかにしていただきたいと思います。

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 市の建設課の方からは、このような公図というものを委員会の方に現地視察のときに配付されまして、それに基づいて現地視察をいたしました。

いわゆる———の生じた地所は、下田温泉ホテル花岬に隣接する土地であり、下田温泉ホテル花岬が競売に付され売買されて、伊東園ホテルですか、いうふうなところに売買されたときに……。

議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午前11時 7分休憩

午前11時 9分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 市有地の売買の時に取り残された土地がありまして、この土地が市が払い下げた土地でありまして、道路に接しない状態になってしまったということです。

それともう一点は、その市道が廃止されたところが国の所有のものとなり、その国の売買の動きもあり市としては、どうしても下水道を埋設する以上確保しておきたいということがありまして、再度そのような理由から市道認定をお願いしたというようなことです。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

13番。

13番（大黒孝行君） 大変に貴重なお時間で大変にたくさんの議案を審議していただいたところですが、議第92号でございます、ポーレポーレの件ですが。

この件だけは、加増野区という区に委託をして、区長が代表者になっておりますが、今後こういう事例が出てくると思いますもので、この部分は今後の参考になる部分で、一年、二年で代わられる区長の事務量の増大等を踏まえてどういう議論がされたか、あともう一点は、この隣接する土地の件についてでございますが、様々のところで 駐車場管理等は議論がなされておりました、要綱の中でも管理を含まれております、駐車場の管理が募集要項の中でふれられておりますが、どういうところまでは許容出来るのか、そういう議論がなされたのかどうかお伺いいたします。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） ポーレポーレに関しましては、過去の設立の経緯等を踏まえ、加増野の区へお願いするというのが一番自然な形でよいだろうというふうなことで、お願いしました。

また、その区長が一応任期2年ということで、かわっていくというふうなときに、もし次の区長さんがおれはいやだとかいうふうなことがあったらというふうな心配も一部議員の中からありましたが、これは市の方としては、加増野の区と十分話し合いをしながらやっていくというふうなことです。

駐車場等々のことに関しては、今回の委員会の中では範囲とか、そういうふうなことに關しては、ちょっと異論は出ませんでした。

失礼します。

議長（森 温繁君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時22分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいま建設経済常任委員長の質疑のやりとりの中で、「———」という適切でない発言がございましたので、調べましたら「異形地」という言葉が一番適切だろうという判断ができますので、そのように訂正させていただきます。

次に、総務常任委員長、土屋勝利君の報告を求めます。

9番。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

総務常任委員長（土屋勝利君） それでは、総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきと決定したので報告いたします。

記。

1．議案の名称。

- 1) 議第103号 平成17年度下田市一般会計補正予算（第8号）（本委員会付託事項）
- 2) 議第105号 平成17年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）
- 3) 議第106号 平成17年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 4) 議第109号 平成17年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）（人件費）

2．審査の経過。

12月14日、15日の2日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より、出野市長公室長、土屋総務課長、高橋税務課長、河井市民課長、関議会事務局長の出席を求め、それぞれ説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査の万全を期した。

なお、委員会で各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3．決定及びその理由。

- 1) 議第103号 平成17年度下田市一般会計補正予算（第8号）（本委員会付託事項）

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第 105号 平成 17年度下田市公共用地取得特別会計補正予算(第 1号)

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第 106号 平成 17年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3号)

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第 109号 平成 17年度下田市水道事業会計補正予算(第 3号)(人件費)

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上であります。

議長(森 温繁君) ただいまの総務常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(森 温繁君) これをもって、総務常任委員長に対する質疑を終わります。

以上で、委員長報告と質疑は終わりました。

これより各議案について、討論、採決を行います。

まず、議第 88号 ハリスの足湯指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(森 温繁君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決 であります。本案は委員長の報告どおり決すること
にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(森 温繁君) ご異議はないものと認めます。

よって、議第 88号 ハリスの足湯指定管理者の指定については、委員長の報告どおりこれ
を可決することに決定いたしました。

次に、議第 89号 下田市民文化会館指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 89号 下田市民文化会館指定管理者の指定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 90号 下田市高齢者生きがいプラザ指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 90号 下田市高齢者生きがいプラザ指定管理者の指定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 91号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 91号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 92号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 92号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 93号 下田市都市公園指定管理者の指定 についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 93号 下田市都市公園指定管理者の指定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 94号 市道の認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 94号 市道の認定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 95号 下田市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 95号 下田市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 96号 下田市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 96号 下田市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 97号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを討

論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 97号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 98号 下田駅前広場等の占用及び占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 98号 下田駅前広場等の占用及び占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 99号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 99号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 100号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 100号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 101号 下田市普通河川条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 101号 下田市普通河川条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 102号 下田市海岸保全区域管理条例の一部を改正する条例の制定についてを

討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 102号 下田市海岸保全区域管理条例の一部を改正する 条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 103号 平成 17年度下田市一般会計補正予算（第 8 号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 103号 平成 17年度下田市一般会計補正予算（第 8 号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 104号 平成 17年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第 2 号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 104号 平成 17年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第 2号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 105号 平成 17年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第 1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 105号 平成 17年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第 1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 106号 平成 17年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 106号 平成 17年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 107号 平成 17年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 4号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 107号 平成 17年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 4号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 108号 平成 17年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 3号）を 討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 108号 平成 17年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 3号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 109号 平成 17年度下田市水道事業会計補正予算（第 3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 109号 平成 17年度下田市水道事業会計補正予算（第 3号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

発議第 7号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は日程により、発議第 7号 蓮台寺パークに関する決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

16番。

〔 16番 嶋津安則君登壇 〕

16番（嶋津安則君） 発議第 7号 蓮台寺パークに関する決議。

上記の決議を会議規則第 14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 17年 12月 16日提出。提出者、下田市議会議員、嶋津安則。賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく土屋 忍、同じく土屋雄二、同じく増田 清、同じく大黒孝行、同じく土屋誠司。

提案理由。地域の観光振興と下田市における子育て支援のため。

蓮台寺パークに関する決議。

蓮台寺パークは、昭和 43年に蓮台寺地区の観光振興を主たる目的に建設されました。その後、年々子供達の利用が増加し、現在では稲生沢地区を中心に下田市の子供達にとってなくてはならない施設となっています。

平成 17年 2月 4日付で静岡県教育委員会より下田 北高校と下田南高校の統合高校の運動場用地として利用したいとの申し入れがありましたが、地域にとって必要不可欠な施設であり、平成 17年 6月 15日には下田温泉旅館協同組合より蓮台寺パーク存続の要望書が提出されております。

また同年 7月 13日に出された下田市公共施設利用推進協議会の答申でも地域密着型の施設であり廃止の場合でも地域の小学校、幼稚園児の利用できる施設の確保を図る必要があると述べています。

以上のことを踏まえ、

今後の交渉の結果、やむなく市営蓮台寺パークを新設統合高校に譲渡せざるを得ない場合、少なくとも子供プール機能を有する代替施設の建設を求めるべきである。

蓮台寺の観光振興のためにも、統合高校のプールの利用を従前どおり確保するよう努力すべきである。

以上、決議する。

平成 17年 12月 16日、静岡県下田市議会。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。ご苦労さまでした。自席へお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第 7号 蓮台寺パークに関する決議は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

発議第 8号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は日程により、発議第 8号 大沢松沢地内での産業廃棄物処理業の申請を不許可とすることを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

16番。

〔16番 嶋津安則君登壇〕

16番（嶋津安則君） 発議第8号 大沢松沢地内での産業廃棄物処理業の申請を不許可とすることを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、大沢松沢地内での産業廃棄物処理業の申請を不許可とすることを求める意見書を別紙により、静岡県知事に提出するものとする。

平成17年12月16日提出。提出者、下田市議会議員、嶋津安則。賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく土屋 忍、同じく土屋雄二、同じく増田 清、同じく大黒孝行、同じく土屋誠司。

提案理由。大沢松沢地内の豊かな自然と、安心して生活できる環境を維持するため。

大沢松沢地内での産業廃棄物処理業の申請を不許可とすることを求める意見書。

静岡県知事は、下田市内の大沢松沢地内で違法操業していた産業廃棄物処理業2社に対し、平成17年4月27日「業の許可取り消し」と最も厳しい行政処分をした。

当市議会は長年にわたり、当該事業者が隣接地区住民をはじめ多くの市民に対し、不安と不信を抱かせたとして、平成17年12月16日、静岡県知事に「大沢松沢地区での産業廃棄物処理を認めないことに関する意見書」を提出した。

平成16年4月27日で5年間の明けて、業者は同年7月に許可申請をし、静岡県は同年9月17日付で不許可にした。

平成17年10月17日にいって、再度、許可申請が提出され、静岡県は11月末に受理したと聞き及んでいる。

違法な埋め立てをした産廃や化学薬品などの白い泡の流出等、生活環境の悪化は今も周辺住民に多大な不安を与え続けている。ダイオキシン等有害物質による汚染が心配されるので、水質、土壌、大気の定期的検査を県自ら実施し、公表すべきである。

この地域は、蓮台寺川の上流であり古くから蓮台寺温泉の源泉のある地域でもある。万が一でも温泉源が汚染されるようなことがあれば、観光地下田にとっては大変な事態となる。

よって本議会は、平成17年12月に提出した意見書の主旨と同様、再開を認める許可を与えないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月16日、静岡県下田市議会。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 全会一致の意見書で、いささか異例ですが、ちょっと気になったことがありますものから質問させていただきます。

まず、一般論としまして産業廃棄物の処理、あるいは一般廃棄物の処理業の許認可が市あるいは県にあるわけですが、地域的な限定的な処理業というものは、産廃の場合にはちょっと難しいんじゃないかということが1点です。

2点目に、聞いておりました違法な産廃処理が行われたという断定的な規定があるわけですが、これは後日挙証を迫られる場合があるのではないかと。というようなことがございますから、そういう点、とりわけ違法な産廃処理埋め立てが行われたという、提出者が証拠その他を確保しておられるかどうか、この点をお伺いします。

議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後 0時10分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

提出者の答弁を求めます。

〔16番 嶋津安則君登壇〕

16番（嶋津安則君） 大変時間をとりまして申しわけございませんでした。

ただいま意見書の内容におきまして、一部差しかえをさせていただきたいと思っております。

「違法な埋め立てをした産廃や化学薬品などの」という文章を、「違法操業や埋め立てによる」という文章に訂正させていただきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 本会議で、発議で議案と出ているんだと思いますが、この議案の訂正について、議会運営委員会で何も諮る必要はないのでしょうか。

議長（森 温繁君） 代表者で決めたことを発議でやっているのが、今まで通例ですので、ただいま、この前に代表者会議を開催いたしまして了解を求めて提出いたした経過でございます。

3番（伊藤英雄君） 代表者会議は法的には位置づけられていないんだけど、今後も、例えばこういう議案が出たときに、議会運営委員会に諮ることなく訂正というのは可能になるんですか。

議長（森 温繁君） 本日、本会議の前に議運を開きまして、この事項をどこに入れるか議運で協議しました。そういうのが大体の議運の流れであります。この発議につきましては、代表者会議の中で決定したものをそこへ挙げるという形の中のもので、代表者会議で今の文面がよりいいんじゃないかということで協議した結果、取り上げるということで決定いたしましたので、こういう措置になりました。

3番（伊藤英雄君） では、議運は文章について責任は全くないということですか。権限も。僕はこれを見たとき、この文章を読んでこれでいいだろうという判断をしたんですけども、議運で諮ったのは出す出さないかだけであって、中身については一切議運はやっていないということですか。

議長（森 温繁君） やっておりません。代表者会議はそのような措置で、今まで通例行ってきたしております。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。ご苦労さまでした。提出者は自席へお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第 8 号 大沢桜沢地内での産業廃棄物処理業の申請を不許可とすることを求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（森 温繁君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもって平成 17 年 12 月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 0 時 14 分閉会